

令和 8 年 第 8 回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和 8 年 8 月 28 日(金) 午後 2 時 00 分～

ところ：三朝町立三朝小学校 1 階 会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

加藤委員、知久馬委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育委員会事務局事業について
- (2) 図書館事業について
- (3) 令和 8 年度中学生手作り訪仏事業について
- (4) 令和 8 年度台中市石岡区との中学生相互交流事業（訪台）について
- (5) 令和 8 年度全国学力・学習状況調査結果について（別冊）

5 議 事

- 議案第 40 号 令和 8 年度教育関係費（令和 8 年 9 月）について
- 議案第 41 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第 42 号 令和 7 年度教育関係費歳入歳出決算の認定について
- 議案第 43 号 三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例について
(三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正)
- 議案第 44 号 三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正に
ついて
- 議案第 45 号 三朝町立社会体育施設使用料減免規程の一部改正について

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和 8 年 9 月 日() 午後 : ～ (午後 : 集合)

報告事項(1)

教育委員会事務局事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【8月】			
8月3日 (月)	～7日	中学生学力アップ講座「夏チャレ」	全5回
8月4日 (火)	10:00-	キュリー祭式典	
	10:00-	人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会	県民ふれあい会館
	19:00-	スポーツ推進委員定例会	役場
8月5日 (水)	～7日	三朝町・城陽市文化・スポーツ交流事業	城陽市
8月6日 (木)	10:00-	三朝大学（防災対策）	文化ホール
	18:00-	町体育協会役員会	役場
8月8日 (土)	10:00-	中学校吹奏楽コンクール県大会	米子市公会堂
8月9日 (日)	10:30-	中学校合唱コンクール県大会	とりぎん文化会館
8月10日 (月)	～14日	小中学校閉庁日	
8月18日 (火)	13:30-	三朝町総合教育会議（第1回）	役場
8月21日 (金)	8:15-	新任教職員町内視察研修	町内一円
8月22日 (土)	9:00-	みささ青空体験塾（魚つかみ体験）	大瀬区
8月24日 (月)	8:00-	教職員研修（三徳山登山）	三徳山
8月25日 (火)	15:00-	第1回町就学支援連絡会	
8月27日 (木)	～28日	中国5県教育長研究大会	隠岐の島
8月28日 (金)		小学校2学期始業式	
	～9/3	ふれあい運動	小中学校
	14:00-	町教育委員会定例会（第8回）	
	15:30-	学校運営協議会（町教育委員等との懇談会）	
	18:30-	人権教育講座（男女共同参画）	文化ホール
8月30日 (日)		県スポレク祭水泳大会	東山水泳場
【9月】			
9月1日 (火)		中学校2学期始業式	
9月2日 (水)	～3日	町議会総務教育常任委員会協議会	会期前
9月3日 (木)	9:00-	合同園・校長会（小中校長会）	
9月4日 (金)	9:00-	県教委人事ヒアリング	
9月6日 (日)		各地域協議会運動会（みささ村、高勢）	
		賀茂地域スポーツフェスティバル	第1グラウンド
9月7日 (月)	～18日	町議会9月定例会	
9月9日 (水)	13:30-	県・市町村合同研究協議会	はごろも苑
9月12日 (土)	9:00-	みささ青空体験塾（森林体験&山遊び）	小河内区
		中部地区スポ少バレーボール交流大会	北栄町
9月13日 (日)	13:30-	人権教育講座（障がい者と人権）	
9月14日 (月)		神倉後口山遺跡発掘作業（下期分）	R8.11まで
9月17日 (木)	～18日	学校オープン・どなたでもOK	小中学校
	13:30-	学校運営協議会（授業参観あり）	小学校
9月20日 (日)		第65回中国合唱コンクール	とりぎん文化会館

9月24日（木）	10:00-	三朝大学（運動による健康づくり）	文化ホール
		第1回東伯郡就学指導委員会	
9月25日（金）	13:00-	小学校就学時健診	小学校
	～26日	中部地区中学校新人大会	
9月27日（日）	8:30-	神倉後口山遺跡現地説明会	神倉
9月28日（月）		東伯郡小学校陸上競技大会	
9月29日（火）	9:30-	中部地区中学生の英語弁論暗唱大会	北栄町
	15:00-	第2回町就学支援連絡会	
9月30日（水）	～10/5	台中市石岡区との中学生相互交流事業（訪台）	

- ・人権教育講座（その他の人権） 10月2日（金）
- ・学事訪問（中学校） 10月7日（水）
- ・みささ青空体験塾（稲刈り＆芋ほり体験） 10月10日（土）
- ・町スポーツ・レクリエーション祭 10月12日（月）
- ・全国公民館連合会研究集会島根県大会 10月15日（木）
- ・中部地区中学校駅伝競走大会 10月15日（木）※予備日 10/16（金）
- ・小学校音楽会 10月16日（金）
- ・三朝大学（小学校音楽会見学） 10月16日（金）
- ・人権教育講座（子どもと人権） 10月17日（土）
- ・中学生手作り訪仏事業 10月20日（火）～27日（火）
- ・学事訪問（小学校） 10月27日（火）

【中学校吹奏楽コンクール県大会】（米子市公会堂）計 32 団体出場

○中学生小編成の部 三朝中学校 銅賞

【中学校合唱コンクール県大会】（とりぎん文化会館）計 10 団体出場

○中学生・混声の部 三朝中学校 銀賞・県教育委員会教育長賞

→中国合唱コンクール出場（9/19～20：とりぎん文化会館）

報告事項(2)

【図書館】令和8年8月～令和8年9月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【8月】			
8月 1日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	3名
8月 5日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	35名
8月16日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	5名
8月22日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
8月27日 (木)		休館日 (資料整理日)	
8月29日 (土) 18:00-	【特別企画】	夜の図書館	
7月23日 (木) -8/30	【特別企画】	図書館サイコロくじ&楽しいかんたん工作	
7月24日 (金) -8/30		中高生自主学習のための会議室開放	

日 時	内 容		備 考
【9月】			
9月 2日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
9月 8日 (水) 12:45-	【育児支援】	5～7ヶ月・1歳6ヶ月児健診 (配本)	文化ホール
9月12日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
9月13日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
9月24日 (木)		休館日 (資料整理日)	
9月26日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
9月27日 (日) -10/3		蔵書点検のための休館日 (玄関床改修工事)	

令和8年度 中学生訪仏事業概要

1 事業の目的

本町とフランス共和国ラマルー・レ・バン町の友好姉妹都市提携に基づき、相互理解と国際理解を図るため中学生の派遣を実施し、生徒の国際感覚を養うとともに、相手国・地域を正しく認識させ、三朝町の次代を担う人材育成を図る。

2 派遣の概要

(1) 派遣人数

中学生6人、引率4人（校長、教員、町職員、通訳者（元町国際交流員））

(2) 派遣日程

令和8年10月20日～令和8年10月27日の5泊8日間 ※カッコ内は日本時間

日付	午前 午後	訪問地名	使用交通機関	日 程 の 概 要
10/20(火)	(午後)	国内 三朝中 岡山 東京	教育支援バス 飛行機 飛行機	結団、岡山空港へ 羽田空港へ シャルル・ド・ゴール空港へ、機内泊
10/21(水)	午前 午後	フランス パリ モンペリエ	貸切バス 飛行機 貸切バス	市内視察 モンペリエ メディテラネ空港へ ホテル泊
10/22(木)	午前 午後	モンペリエ ラマルー	貸切バス 専用車	ラマルー・レ・バンへ 交流事業 ホームステイ、ホテル泊
10/23(金)	午前 午後	ラマルー	専用車	交流事業 ホームステイ、ホテル泊
10/24(土)	午前 午後	ラマルー	HF・専用車	ホストファミリーの日 ホームステイ、ホテル泊
10/25(日)	午前 午後	ラマルー モンペリエ パリ	HF・専用車 貸切バス 飛行機 シャトルバス	ホストファミリーの日 モンペリエ メディテラネ空港へ シャルル・ド・ゴール空港へ ホテル泊
10/26(月)	午前	パリ	シャトルバス 飛行機	シャルル・ド・ゴール空港へ 羽田空港へ、機内泊
10/27(火)	(午前)	国内 東京 鳥取 三朝中	飛行機 教育支援バス	鳥取空港へ 三朝中学校へ 解団

(3) 派遣に係る対応

派遣生徒を対象に、生徒による訪仏計画の策定や準備と併せ、町国際交流員による語学・文化講座を実施（9月上旬～10月上旬）

報告事項(4)

令和8年度 台中市石岡区との中学生相互交流事業概要

1 事業の目的

本町と台湾台中市石岡区の交流促進協定及び、三朝中学校と石岡國民中学の姉妹校盟約に基づき、相互理解と国際理解を図るため中学生の相互派遣を実施し、生徒の国際感覚を養うとともに、相手国・地域を正しく認識させ、三朝町の次代を担う人材育成を図る。

2 派遣の概要

(1) 派遣人数

中学生 10 人、引率 4 人（教育長、教員、町職員、通訳者（県国際交流員））

(2) 派遣日程

令和8年9月30日～令和8年10月5日の5泊6日間

日付	午前 午後	訪問地名	使用交通機関	日 程 の 概 要
9/30(水)	午前	国内 三朝中 神戸 台湾 台中	貸切バス 飛行機 石岡國中バス	結団、神戸空港へ 台中国際空港へ ホームステイ、ホテル泊
10/1(木)	午前 午後	台中	石岡國中バス 石岡國中私有車	石岡國民中学へ 歓迎会 交流授業 ホームステイ、ホテル泊
10/2(金)	午前 午後	台中	石岡國中私有車 石岡國中私有車	石岡中学・交流授業 区役所表敬訪問 体験交流 ホームステイ、ホテル泊
10/3(土)	午前 午後	台中	石岡國中私有車 石岡國中私有車	ホストファミリーの日 石岡國民中学・歓迎夕食会 ホームステイ、ホテル泊
10/4(日)	午前 午後	台中 台北	石岡國中私有車 石岡國中バス	石岡國民中学・成果発表会 台北市内へ 九份視察 ホテル泊
10/5(月)	午前 午後	台北 国内 岡山 三朝中	石岡國中バス 飛行機 教育支援バス	桃園国際空港へ 岡山空港へ 三朝中学校へ 解団

(3) 派遣に係る対応

派遣生徒を対象に、県国際交流財団コーディネーターによる語学・文化講座を実施（9月上旬～9月下旬）

議案第 40 号

令和 8 年度教育関係費補正予算（令和 8 年 9 月）について

次のとおり令和 8 年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和8年度教育関係費 歳出補正予算（令和8年9月）案

【教育振興室】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
事務局費	教育委員会事務局一般 経費	1,680	715	2,395	町立学校就学事務システム改修に 伴う経費
小学校費	小学校施設整備事業	0	533	533	新校舎整備工事の事後調査結果に 基づく周辺住宅への損傷補償費
小 計		1,680	1,248	2,928	

議案第 41 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町立三朝小学校新校舎整備事業による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、三朝町議会へ議案を提出するにあたり、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

1 和解及び損害賠償の相手方

- 甲 三朝町 個人
- 乙 三朝町 個人
- 丙 三朝町 個人

2 和解の要旨

町は、損害賠償金 205, 164 円を甲に、160, 208 円を乙に、167, 619 円を丙にそれぞれ支払うものとする。

3 事案の概要

当該事業における旧小中学校寄宿舎解体工事並びに新校舎整備工事における掘削工事、打設施工等による地盤変動の影響に起因する周辺住宅の損失補償について、事後調査に基づく補償費用を町が負担しようとするもの。

○地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に関すること。

議案第 42 号

令和 7 年度教育関係費歳入歳出決算の認定について

次のとおり令和 7 年度教育関係費歳入歳出決算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

別冊資料のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 43 号

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例について

次のとおり三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162
号）第 25 条第 2 項第 6 号及び第 29 条の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

【改正等の理由】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域限定保育士制度が一般制度化
されたため、関係する下記 3 つの条例をまとめて改正を行う。

- ①三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【改正等の概要】

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中、保育士
に関する規定の改正（地域限定保育士）

【施行期日】

公布の日

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第25号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第11条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第22条 略 2 家庭的保育者は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>鳥取県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「鳥取県地域限定保育士」という。）を含む。</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略 3 略 (小規模保育事業所A型の職員) 第28条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第15条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師（以下「<u>看護師等</u>」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たって</u>	(虐待等の禁止) 第11条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第22条 略 2 家庭的保育者は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略 3 略 (小規模保育事業所A型の職員) 第28条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第15条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

は、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模保育事業B型の職員）

第30条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第15条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師

（小規模保育事業B型の職員）

第30条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第15条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師

等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第43条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第15条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。</u> 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業</u>	又は<u>看護師を</u>、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第43条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第15条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</u>
---	--

所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第46条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第15条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第46条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第15条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年三朝町条例第18号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>鳥取県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。</u>以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 略	(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 略

(三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第29号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士(鳥取県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第11条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第11条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

次のとおり三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

【改正理由】

現行規則の「鳥取県体育協会」と記載されている箇所について、令和 2 年 4 月 1 日付で組織名称が「鳥取県体育協会」から「鳥取県スポーツ協会」に変更されていることに伴い、関係規則の名称を改めるため。

【改正概要】

「鳥取県体育協会」から「鳥取県スポーツ協会」に名称変更する。

【施行日】 公布の日

三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則（昭和44年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用料の減免） 第4条 条例第6条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>鳥取県スポーツ協会</u>が県民スポーツレクリエーション祭等のために使用するとき。 （3） 略	（使用料の減免） 第4条 条例第6条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>鳥取県体育協会</u>が県民スポーツレクリエーション祭等のために使用するとき。 （3） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

三朝町立社会体育施設使用料減免規程の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設使用料減免規程を一部改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

【改正理由】

組織名称や法令用語を現状に即すため名称変更することに加え、近年の利用実態に合わせて減免対象を整理するため。

【改正概要】

- ・ 各種団体名称および法令用語の変更
- ・ 「鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭」参加のための練習に係る減免追加
- ・ PTA 主催事業の使用料整理
- ・ 競技団体や高校生が使用する場合の文言追加

【施行日】 告示の日

三朝町立社会体育施設使用料減免規程（平成26年三朝町教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略 2 条例第6条の使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) <u>三朝町又は三朝町教育委員会が主催する事業の場合</u> (2) 略 (3) <u>東伯郡体育協会又は鳥取県スポーツ協会が主催する事業の場合（スポーツ・レクリエーション祭競技会場等）</u> (4) <u>東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭参加のための練習（概ね大会開催の1月前の日から大会の当日までの間に限る。）の場合</u> (5) <u>鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭参加（地域代表種目に限る。）のための練習（概ね大会開催の1月前の日から大会の当日までの間に限る。）の場合</u> (6) 略 (7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳1級又は2級の所持者（介護者、保護者及び援助者（以下「介護者等」という。）の使用援助を含む。）が使用する場合 (8) <u>療育手帳A又はB所持者（介護者等の使用援助を含む。）が使用する場合</u> (9) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳1級の所持者（介護者等の使用援助を含む。）が使用する場合</u> (10) 略 (11) 略 3 条例第6条の使用料の減額は、次の各号の	1 略 2 条例第6条の使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) <u>三朝町及び三朝町教育委員会が主催する事業の場合</u> (2) 略 (3) <u>東伯郡体育大会参加のための練習（概ね大会開催の1月前の日から大会の当日までの間に限る。）の場合</u> (4) 略 (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳1級及び2級の所持者（介護者、保護者及び援助者（以下「介護者等」という。）の使用援助を含む。）が使用する場合 (6) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく療育手帳A及びB所持者（介護者等の使用援助を含む。）が使用する場合</u> (7) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく障害者手帳1級の所持者（介護者等の使用援助を含む。）が使用する場合</u> (8) 略 (9) 略 3 条例第6条の使用料の減額は、次の各号の

いずれかに該当する場合とし、当該使用料は町内者の使用料とする。 (1) <u>町内こども園・保育園保護者会、小学校・中学校PTA主催事業及び東伯郡PTA連合会主催事業の場合</u> (2) <u>学校体育連盟（中体連・高体連等）又は東伯郡以上の規模を有するスポーツ競技団体が、高校生以下の者を対象とした大会等を主催するために使用する場合</u> (3) <u>町内に居住する者が在籍する高等学校又は高等専門学校（部活動等）が使用する場合</u> (4) 町内社会教育関係団体（女性団体、老人クラブ、<u>青年団等</u>）の主催事業の場合 (5) 略 (6) <u>鳥取県教育委員会又は鳥取県スポーツ協会が主催する事業の場合</u> (7) 略	いずれかに該当する場合とし、当該使用料は町内者の使用料とする。 (1) <u>町内保育園保護者会、小学校・中学校PTA主催事業の場合</u> (2) <u>東伯郡体育協会に所属する競技団体が主催する事業(学童野球等)の場合</u> (3) <u>高校生が使用する場合</u> (4) 町内社会教育関係団体（女性団体、老人クラブ、<u>青年団など</u>）の主催事業の場合 (5) 略 (6) <u>鳥取県スポーツセンターが主催する事業又は鳥取県教育委員会が主催する事業の場合</u> (7) 略
--	---

附 則

この改正は、令和8年 月 日から施行し、同日以後の利用について適用する。